

武蔵村山市公の施設の指定管理者 制度の導入及び運用に関する指針

平成 17 年 4 月

武蔵村山市

目 次

はじめに	1
指定管理者制度の概要	1
1 指定管理者制度の趣旨	1
2 指定管理者制度の導入背景	2
地方自治法の改正と公の施設	2
指定管理者制度の導入経緯等	2
3 指定管理者制度と業務委託・管理委託制度との比較	3
指定管理者制度の導入・運用指針	4
1 本市における公の施設の管理運営	4
行政改革大綱での考え方	4
公の施設の管理運営の状況	5
2 指定管理者制度の導入に関する基本的な考え方	5
導入対象施設	5
導入対象外施設（個別法の規定により制約を受ける施設）	6
導入時期	6
既存管理受託団体の取扱い	7
条例の整備	7
指定の期間	8
3 指定管理者制度の導入・運用手続	8
指定管理者の募集	8
指定管理者候補の選定	10
指定管理者の指定	10
協定の締結	11
事業報告等	11
その他	12
4 指定管理者制度導入の参考スケジュール	13
指定管理者制度の導入対象施設一覧	13
1 平成 18 年度導入予定施設（14 種類 / 17 施設）	13
2 平成 18 年度以降の導入検討施設（26 種類 / 約 130 施設）	15
資料編	17
1 指定管理者制度等活用検討委員会設置要綱	19
2 指定管理者制度等活用検討委員会委員名簿	20
3 指定管理者制度等活用検討委員会の検討経過	21
4 参考資料	22
地方自治法（抄）	22
地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）	24

はじめに

近年、企業が経営する体育施設やNPOが運営する福祉施設など、民間主体においても十分なサービス提供能力を有するものが増加する一方、国・地方を問わず、住民ニーズが多様化する中で、行政サービスのより一層の高度化・効率化が求められている。また、政府は、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針を掲げ、各分野にわたる構造改革を推し進めており、地方分権とともに、規制改革及び民間開放は、時代の趨勢となっている。

このような背景の下、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。平成15年6月13日公布、同年9月2日施行）により、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的とする指定管理者制度が創設された。指定管理者制度では、民間事業者等を含む法人その他の団体に、使用許可処分も含めて施設の管理を委任できるようになり、地域の活性化や行政改革の推進等が期待されている。

本指針は、公の施設の合理的な管理運営を推進するため、指定管理者制度の導入及び運用について、統一的な取組みを進めていく上での基本的な考え方や手続、留意事項等を取りまとめたものである。

指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」（総務省自治行政局長通知）であり、制度の導入によって地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進効果が期待されている。

従来の管理委託制度においては、公の施設の適正な管理を確保するため、公共団体、公共的団体等公共性のある団体に限定して、契約により施設の管理を委託するものとされていたが、指定管理者制度においては、NPOや株式会社を含む民間事業者等による施設の管理を可能とし、指定によって使用許可処分も含めて委任できるとされたことが大きな特徴である。なお、適正管理を担保するしくみとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第2項及び第3項で住民の平等利用の確保が義務付けられているほか、同法第244条の2各項に、指定の手続、管理の基準及び業務の範囲等の指定管理者に係る条例の制定、指定管理者の指定に係る議会の議決、年度終了後の事業報告書の提出、指定の取消し及び業務の停止等が定められている。

管理委託制度(改正前)

管理受託者（以下の者に限定）

- ・ 地方公共団体の出資法人（第三セクター等）、公共団体（市町村等）、公共的団体（農協、自治会等）

管理内容

- ・ 契約に基づき、地方公共団体の管理権限の下で、管理受託者が具体的な管理業務を執行
管理受託者による使用許可は不可

手続

- ・ 契約の締結



指定管理者制度(改正後)

指定管理者（特段の制約なし）

- ・ 法人その他の団体 規制緩和
株式会社やNPOによる管理が可能

管理内容

- ・ 地方公共団体の指定を受けて、管理権限を委任された指定管理者が管理業務を代行
指定管理者による使用許可が可能

手続

- ・ 議会の議決を経て指定、協定の締結

2 指定管理者制度の導入背景

地方自治法の改正と公の施設

改正年	改正内容	管理者の範囲
昭和38年	「公の施設」の規定整備	公共団体、公共的団体
平成 3年	「利用料金制」の導入	公共団体、公共的団体、1/2以上出資法人等
平成15年	「指定管理者制度」の導入	法人その他の団体

指定管理者制度の導入経緯等

年月	項目	内容
平成14年 7月	総合規制改革会議 「中間とりまとめ」	公の施設の受託管理者の拡大として、地方自治法改正の検討等について指摘
10月	地方分権改革推進会議 「事務・事業の在り方に関する意見」	公の施設の管理受託者の範囲の拡大について提言
12月	総合規制改革会議 「規制改革の推進に関する第2次答申」	公の施設の管理委託を民間事業者に対しても行えるよう現行制度の改正を提言
平成15年 3月	閣議決定 「規制改革推進3か年計画（再改定）」	第156回国会への現行管理委託制度の改正に係る法案提出の方針を決定
6月	第156回通常国会 「改正地方自治法」成立	指定管理者制度の導入
12月	総合規制改革会議 「規制改革の推進に関する第3次答申」	指定管理者制度の活用促進として、公物管理法に係る公の施設について必要な通知等を提言
平成16年 2月	地域再生本部 「地域再生推進のためのプログラム」	指定管理者制度の積極的活用として、河川等の制度活用の新たな通知を指摘
3月	閣議決定 「規制改革・民間開放推進3か年計画」	指定管理者制度の活用促進として、公物管理法に係る公の施設について必要な通知等を決定

【公の施設とは】

学校、公民館、道路、公園等のように、住民の福祉を増進する目的で住民の利用に供するために地方公共団体が設けた施設をいう。庁舎、試験研究所等の住民の利用に供することを目的としない施設や競輪場等の直接住民の福祉を増進するためのものでない施設は、公の施設に該当しない。

なお、公の施設の設置及び管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、条例で定めなければならないとされる。

- 【例】集会施設：市民会館、公会堂、文化センター、コミュニティセンター、集会所等
 民生施設：保育所、母子寮、養護老人ホーム、老人福祉センター、福祉会館、児童館等
 衛生施設：し尿処理施設、ごみ処理施設、下水処理施設、公衆便所、健康センター等
 学校教育施設：幼稚園、小・中学校等
 社会教育施設：公民館、青年の家・自然の家、図書館、博物館、資料館、小・中学校の開放等
 体育施設：体育館、陸上競技場、プール、野球場、武道館、キャンプ場等
 公園施設：公園、児童公園等
 宿泊施設：国民宿舎、その他の宿泊施設
 診療施設：病院、診療所

3 指定管理者制度と業務委託・管理委託制度との比較

	業 務 委 託	管 理 委 託 制 度	指 定 管 理 者 制 度
受 託 主 体	限定なし 議員及び長等の兼業禁止 規定あり（自治法 § 92の2 , 142, 180の5 ）	公共団体、公共的団体、政 令で定める出資法人	法人その他の団体 法人格は必ずしも必要な い（個人は不可）
法 的 性 格	「私法上の契約関係」 契約に基づく、個別業務の 執行の委託	「公法上の契約関係」 条例を根拠に締結される契 約に基づく、具体的な管理 の事務・業務の執行の委託	「管理代行」 指定（行政処分的一种）に よる、施設の管理権限の指 定管理者への委任
施 設 の 管 理 権 限	設置者たる地方公共団体が 保有	設置者たる地方公共団体が 保有	指定管理者が保有 「管理の基準」「業務の範 囲」は条例で規定
施 設 の 使 用 許 可	受託者ではない	受託者ではない	指定管理者ができる （「業務の範囲」で規定）
基本的利用 条件の設定	受託者ではない	受託者ではない	指定管理者ではない （「管理の基準」で規定）
不服申立て に対する決 定・行政財産 の目的外使 用の許可等	受託者ではない	受託者ではない	指定管理者ではない （地方公共団体の長のみが できる）
利用者への 損 害 賠 償	設置者たる地方公共団体が 賠償責任を負う	設置者たる地方公共団体が 賠償責任を負う	設置者たる地方公共団体が 賠償責任を負う
利用料金制	採用できない	採用できる	採用できる

指定管理者制度の導入・運用指針

1 本市における公の施設の管理運営

行政改革大綱での考え方

本市では、公の施設の管理運営の合理化について、第三次武蔵村山市行政改革大綱（平成13年4月策定）において次のように定めている。

施設の有効活用 - 抄 -

本市は、これまで学習等供用施設、市民会館、総合運動場をはじめ地域運動場、地区集会所など市民の活動の場であるさまざまな施設を設置してきました。

これらの施設は、市による管理、地域による管理、団体による管理など、それぞれ効率的な施設運営を図ってきたところです。

今後も、厳しい財政状況の中において、従来にも増して効率化を推進した施設運営を進めます。

効率的な施設運営

市はこれまで、第二次行政改革大綱に基づき、市立保育園1園の廃止、福社会館の委託、公民館、市民会館、学習等供用施設の一体的運営など効率的な施設運営を進めてきました。

今後も、多種・多様化、高度化する市民ニーズに対応するためには、さらに効率化を図り、余剰財源を直面する行政ニーズに振り向けるなど、限られた財源の有効活用を図っていきます。

ア 人材の有効活用

市では、従来から職員の増加を抑制しつつ、効率的な施設運営を図るため、嘱託員や臨時職員を雇用し、市民サービスの向上に努めてきました。

しかし、乳幼児や児童を対象とする保育施設、児童施設は、定員が定められていることから年度当初の入所数が、職員・嘱託員の配置基準を下回る施設も見られます。

したがって、今後は配置基準を下回る施設については、嘱託員や臨時職員の任用時期を遅らせ、その間は部・課内職員を振り向けるなど、職員の有効活用を図り、人件費等を抑制していきます。

イ ボランティアの活用

自由時間の増大や生活様式の変化、価値観の多様化などにより、市民一人ひとりの『生涯学習』へのニーズや、福祉、環境など、地域社会のさまざまな領域への積極的かつ自立的な参加ニーズはますます高まってきています。

市においては、市民自らが地域の活性化を図るために何ができるのか、という問題意識の高揚を図るため、さまざまな講習会等を開催していますが、市民は学んだ知識をつなげて活用する場がなく、単に趣味にとどまっているように見受けられます。

今後は、こうした知識や労力を活用し、市民の生きがい、意識の高揚を目的に、ボランティアを活用した施設運営を目指していきます。

施設の自主管理

地域施設をいかに効率的に管理運営すべきかという視点でとらえると、市民の自主管理を進めることにあります。市民の自治意識の向上を図るためには、自治の活性化を目的に、市民の主体的活動を基本とした施設運営が必要です。

今後、地域運動場、児童遊園、老人福祉館や地区集会所など地域に密着した施設は、地域の自主管理について検討します。

ア 団体での管理

地域運動場、児童遊園、老人福祉館や地区集会所などの利用は、近隣地域に居住する市民や団体の利用がほとんどであるため、当該施設を利用する団体等で構成する運営委員会等を設け、施設の管理を委ねることも検討していきます。

イ 自治会での管理

地域運動場、児童遊園、老人福祉館や地区集会所などの利用は、近隣地域に居住する市民や団体のほか、自治会が利用している施設もあります。

そのため、団体による施設管理のほか自治会での施設管理についても検討していきます。

民間への委託

施設の効率的な運営を進めるためには、団体、自治会による運営のほか、社会福祉協議会やシルバー人材センターなど民間団体に管理を委ねることも検討します。

ア 費用対効果の検証

社会福祉協議会やシルバー人材センター、自治会などの団体に施設の管理を委ねる場合は、経済性・効率性（直営の場合の人件費、物件費等を比較して低廉であるもの、夜間・早朝あるいは不定期的な事務であるもの）のほか、市民の自治性・協同性（市民による施設の主体的な管理運営が図れ、市民の自治意識の高揚に資することができるもの）を基本に、費用対効果を検証し、委託を進めます。

イ 委託先の選定

施設の委託の方法としては、施設の管理全般を委託（全部委託）、維持管理を委託（一部委託）

のほか、運営管理を委託（一部委託）する方法があります。

市においても、事務処理の効率化、能率化を中心的な目的とした委託（電算処理委託、企画・計画策定支援など）は民間企業に、住民、ボランティアと委託先との有機的な結合により高度なサービスの提供に力点を置く委託（在宅サービス、施設の維持管理など）は社会福祉協議会、シルバー人材センターや各種団体に委託しています。

民間に事務事業を委託する場合は、委託先の技術水準、設備、経営状態、労使関係、過去に他市町村の事務を受託した実績がある場合は、法令や指示を十分遵守したか、サービスの内容等について十分調査した上で委託します。

社会福祉協議会は、市民福祉の向上を目的に、福祉行政を補完している面もあります。そのため、市が直営で業務を遂行した場合にかかる経費との費用対効果について検討した上で、委託します。

シルバー人材センターへの委託の場合は、センターの目的が高齢者の就労の場、生きがいの確保にあることから、従来にも増して委託可能業務を模索し、委託範囲を拡大していきます。

また、市民団体に委託する場合は、公平で適正な運営が確保できるかなど検討の上、委託します。

委託先の選定に当たっては、委託しようとする事務事業の種類、性格、態様、範囲などを検討するとともに、委託先のそれぞれの性格や業務遂行能力等を十分見極めます。

公の施設の管理運営の状況

本市には、学校、公民館、図書館、保育所、道路、公園、運動場等様々な公の施設がある。その管理運営については、サービスの提供主体たる行政が責任を持って行うべきであるという考え方のもと、行政サービスの継続性、安定性及び専門性等を担保する意味から、多くが直営（業務委託を含む。）によるものであるが、地域活力を積極的に活用するため、社会福祉協議会、シルバー人材センター等公共的団体に管理を委託している施設もある。また、一部では利用料金制を採用するなど、効率的かつ効果的な管理運営に努めているところである。

2 指定管理者制度の導入に関する基本的な考え方

指定管理者制度は、従来の管理委託制度と比較すると、指定管理者に公の施設の使用許可処分を含めて委任できるため、より実態に応じた施設の管理運営が可能となり、民間事業者等の能力を活用することで、施設機能の更なる向上が期待できるなど、利用者及び設置者の双方にとって、市民サービスの向上をはじめとするメリットが見込まれるところである。

そこで、行政改革大綱の趣旨を踏まえ、公の施設の管理運営の合理化を一層推進するため、次のような基本方針のもと、指定管理者制度の導入を図っていくものとする。

【導入の基本方針】

社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、施設の現状及び今後の運営について点検及び見直しを行い、指定管理者制度の積極的な活用に努める。

施設が提供するサービスの充実や利用率の向上、コストの削減の観点から、広くNPO、民間事業者等の参加を促し、民間事業者等の有するノウハウの活用を積極的に進める。

指定管理者候補の選定に当たり透明性及び公平性に十分配慮するとともに、施設の平等利用の確保及び個人情報の適正管理を図ることで、市民の信頼を得られる仕組みとする。

導入対象施設

個別法の制約があり制度を導入できない場合や業務の専門性、特殊性等から市が管理運営を行わなければならない特別の理由がある場合を除き、全ての公の施設について次の視点で

点検を行い、民間事業者等に委ねることにより、より効率的かつ効果的な管理運営が可能な施設については指定管理者制度を導入する。

【点検の視点】

民間事業者等に委ねることで、利用ニーズにあった開館日・開館時間の拡大等サービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。

民間事業者等に委ねることで、管理運営に係るコスト削減を図れる可能性がある。

利用の平等性及び公平性、守秘義務等について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。

同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。

施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等による運営が可能である。

利用料金制による運営が可能な施設（収益的施設）である。

導入対象外施設（個別法の規定により制約を受ける施設）

学校教育法に基づき設置される公立学校のように、根拠となる法律により管理主体が限定されている公の施設（都市公園を除く。）については、指定管理者制度を導入することができない、又は指定管理者の行い得る業務が事実上の業務等に限られ十分な効果が期待できないことから、当面は直営により管理運営を行うこととし、指定管理者制度の導入検討対象としない。

なお、これらの施設についても、管理運営の合理化は常に要請されるところであり、これまでの成果等を検証しながら、業務内容の見直しや業務委託の推進を図るなど、より効率的かつ効果的な管理運営に努めていく必要がある。

【導入対象外施設】

市営住宅（公営住宅法）

小・中学校（学校教育法）

市道（道路法）

下水道（下水道法）

導入時期

従来の管理委託制度により管理運営している公の施設については、経過措置期間の平成 18 年 9 月 2 日までに指定管理者制度に移行するか直営に戻す必要があることから、平成 17 年度中に所要の手続を執り、原則として平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度に移行する。

直営の施設及び新規に開設する施設については、本指針を踏まえ、各課において指定管理者制度の導入の可否を個別に検討し、平成 18 年度以降、随時導入を図るものとする。

なお、市民主体の団体又は市内事業者等による管理運営を目指す施設であって、現時点では活動基盤が必ずしも強固でない団体に管理運営を委ねようとする場合は、当該団体への業務委託を先行させ、その活動基盤の強化に向けた支援を行いながら指定管理者制度への移行を図るなど、必要に応じ、段階的な導入を検討していく。

既存管理受託団体の取扱い

現在、公の施設の管理を受託している関係団体（市が事業支援を行う団体）については、これまで行政を補完する役割を担ってきたところであるが、指定管理者制度の導入を契機に、団体の自立化を促進する必要がある。なお、当該団体が引き続き指定管理者としての指定を受けようとする場合には、当該施設の設置目的等を踏まえ、十分に調整を図るものとする。

条例の整備

指定管理者制度の導入に伴い必要となる条例の整備は、各課が所管する当該公の施設の設置条例（以下「設置条例」という。）の制定又は改正により行う。

なお、指定管理者の募集、選定及び指定等の各施設に共通する手続については、統一的に取り扱う必要があることから、指定管理者の指定の手続等を定める条例（以下「通則条例」という。）を整備する。

設置条例の内容

ア 指定管理者による管理

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項では、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる」と規定しており、指定管理者による管理を行う旨を定める。

イ 管理の基準

市民が公の施設を利用するに当たっての基本的な条件のほか、施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定める。

【管理の基準】 既存施設の場合、及び については規定済み

休館日、開館時間

使用許可の基準、使用制限の要件

指定管理者が公の施設の管理を通じて取得した個人情報の取扱い等

ウ 業務の範囲

指定管理者に行わせる管理業務の範囲として、公の施設の維持管理に関する事項のほか、事業の実施及び使用許可に関する事項を含める場合には、その旨を併せて定める。

なお、管理業務の細目的事項については、指定管理者との間で締結する協定に盛り込むこととなる。

エ 利用料金制

利用料金制を採用する公の施設にあつては、その旨及び当該利用料金の金額の範囲等について定める。

既に利用料金制を採用している施設については、引き続き利用料金制を採用するものと

し、その他の施設については、指定管理者制度と利用料金制を合わせて導入することにより、コスト面の効率化及び市民サービスの向上が期待できる場合には、原則として利用料金制を採用するものとする。

通則条例の内容

ア 指定管理者の指定の手続

指定管理者の募集、申請、選定方法等を定める。なお、条例の運用に当たって、指定の申請については複数の申請者に事業計画書を提出させるものとし、選定の基準として次のような事項を定めておく。

【選定の基準】

市民の平等利用が確保されること。

事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

イ その他

指定管理者の指定の取消し、事業報告書の提出、原状回復の義務、損害賠償等必要な事項を定める。なお、個人情報の取扱いについては、設置条例の管理の基準として定めることとしているが、通則条例又は武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号）の中でこれを定めることもできる。

指定の期間

指定管理者を指定する期間は、サービスの競争性及び継続性の確保の観点から、原則として5年以内とし、次の区分により管理業務の内容を考慮して期間を設定する。なお、5年を超える期間を設定する場合には、その必要性、合理性等理由を明確に示すものとする。

【指定の期間】

施設の維持管理が主たる業務の施設

3年以内

業務内容に専門性及び特殊性が認められ、人材の育成確保等に期間を要する施設

5年以内

3 指定管理者制度の導入・運用手続

指定管理者の募集

ア 募集の方法

指定管理者の募集は、原則として公募により行う。ただし、公募によらない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

なお、公募に当たっては、施設の概要、業務の範囲、指定の期間、審査基準のほか、必要に応じ、市が負担する管理費用（委託料）等を掲載した募集要項を作成し、市報、市ホ

ホームページ等を活用して広く周知するものとする。

【特例による選定・条例の規定(例)・】

市長等は、当該公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために特に必要があると認めるときは、第 条の規定による公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

【特例による選定・想定される理由・】

P F I 事業により施設を建設し、管理運営する場合

特定の団体が当該施設に係る専門的なノウハウ等を有しており、他者の管理では施設の目的や適正な管理運営を確保することが困難な場合

当該施設に併設する施設の運営団体を指定することにより、効果的かつ効率的な管理運営が確保される場合

施設の管理運営上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

特別の事情がある場合（指定管理者の応募申請がなかった場合を含む。）

イ 募集の単位

募集は、原則として個々の公の施設ごとに行う。ただし、同一の団体に複数の施設の管理運営を行わせることが適当と判断される場合は、一括して募集を行うことができる。

【一括募集】

同類の複数の施設について、個々の施設ごとに管理運営を行うよりも、同一の団体が包括的に管理運営を行うほうが合理的である場合

同一の建物又は隣接の敷地に複数の施設が設置されており、施設の相互の連携により一体的な管理運営を行うことが合理的である場合

ウ 募集の期間

募集の期間は、指定管理者の指定を受けようとする団体が十分に検討できるよう、原則として1か月以上を確保する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

エ 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、当該公の施設の性格、規模、機能等を勘案して適切に設定する。

なお、施設によっては、警備や緊急時の対応等のため市内に事業所を有することや類似施設の運営実績を資格要件とすることも考えられるが、いたずらに応募者が制限されることのないよう、慎重に設定を行う必要がある。

【基本的な資格要件】

法人等の団体（法人格の有無は問わず、共同事業体も可とする。）であること。

法人等の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
カ 国税、地方税等を滞納しているもの
施設を管理運営するに当たり資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していること。

オ 申請の方法

指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請期間内に、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に提出しなければならない。

【添付書類】

管理を行う公の施設の事業計画書及び収支予算書
経営状況等当該団体の概要を説明する書類
その他市長等が別に定める書類

指定管理者候補の選定

ア 指定管理者候補選定委員会

指定管理者候補の選定は、指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して行う。この場合において、必要に応じ、選定委員会に有識者等外部の委員を加え、又は有識者等から意見を求めるものとする。

イ 選定の方法

選定委員会は、提出された事業計画書等をもとに、通則条例で定める選定の基準及び施設の設置目的等を踏まえて募集要項等で定める審査基準に基づき、総合的に審査を行い、当該施設の管理運営に最も適していると認める団体を指定管理者候補として選定する。

指定管理者候補の選定結果については、応募者全員に通知するとともに、選定団体及び選定理由を公表する。

指定管理者の指定

ア 議会の議決

指定管理者候補を選定したときは、指定に係る議会の議決を得るための手続を速やかに進める。なお、議会の議決を要する事項は、次のとおり。

【議会の議決事項】

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
指定管理者となる団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
指定の期間

イ 指定の告示等

議会の議決があったときは、当該指定管理者候補を指定管理者に指定し、その旨を告示するとともに、指定管理者に対して指定の通知を行う。

協定の締結

指定管理者を指定した後、次の事項について当該指定管理者と協議の上、協定を締結する。

なお、協定の締結に当たっては、指定期間全体にわたり細目的事項を定める協定（包括協定）を締結する方法のほか、指定期間、個人情報の取扱い等の指定期間全体に関する基本的な協定（基本協定）と単年度ごとに事業計画、委託料の支払い等の細目的事項を定める協定（年度協定）を分けて締結する方法がある。

【協定事項】

指定期間に関する事項
事業計画に関する事項
利用料金に関する事項
事業報告及び業務報告に関する事項
市が負担する管理費用に関する事項
指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
個人情報の取扱いに関する事項
その他必要な事項

事業報告等

ア 事業報告及び業務報告

毎年度終了後 60 日以内に、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させる。また、管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び経理状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

【事業報告書の記載事項】

管理業務の実施状況
公の施設の利用状況（利用者数、利用拒否等の件数・理由等）
利用料金収入の実績
管理経費等の収支状況
その他指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

イ 指定の取消し及び業務の停止

指定管理者が指示に従わないときや当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

ウ 制度導入効果の検証

公の施設の設置者としての責任を果たす立場から、常に、指定管理者による施設の管理

運営状況を把握するとともに、指定管理者と協議の上、適宜、アンケート調査を実施するなど施設利用者等の意見の把握に努め、指定管理者制度の導入効果を検証する。検証の結果を踏まえ、指定管理者の資格要件、指定の期間等の運用方法についての見直しを行い、必要に応じて、指定管理者に対し、適切な指示を行うものとする。

その他

ア 個人情報の取扱い

指定管理者は、武蔵村山市個人情報保護条例の趣旨に則り、当該公の施設の管理を通じて取得した個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、当該公の施設の管理業務に従事している者は、取得した個人情報を外部に提供し、又は目的外に利用してはならない。

イ 原状回復の義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定の取消しを受けたときは、直ちに当該公の施設を原状に回復しなければならない。

ウ 損害賠償

指定管理者が故意又は過失により当該公の施設を損傷した場合は、損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

エ 経費及び責任の分担

公の施設の管理運営に係る指定管理者と市との経費及び責任の分担については、リスクマネジメントの観点から、協定書等で明確にしておくことが重要である。

経費及び責任の分担（参考例）

項 目	指定管理者	市
広告宣伝費		
光熱水費		
施設・設備の維持管理		
施設内備品の維持管理		
利用料金の収受		
施設の使用許可		
施設・設備の小規模修繕		
施設・設備の大規模修繕		
事故・火災等による施設・設備の修繕		
施設利用者の被災・損害		
各種保険加入		
包括的な管理責任		

4 指定管理者制度導入の参考スケジュール

年 月	作 業 内 容	備 考
平成17年 5月	制度導入に向けた検討開始	
6月	条例改正案、募集要領、選定基準等の作成	指定の手續等通則条例の検討
9月	条例の議決・公布	
10月	指定管理者候補の募集、応募の受付	公募(告示、市報、ホームページ等)
11月	指定管理者候補の選定	選定委員会(書類審査、プレゼン等)
12月	指定管理者の指定に係る議決 協定書の協議	
平成18年 3月	協定書の締結	
4月	指定管理者による業務開始	

注) 表は、平成 18 年 4 月の導入を想定した参考スケジュールであるが、募集や選定の期間、業務の引継ぎ等の事情によっては、作業の内容及び時期は変更になることがある。

指定管理者制度の導入対象施設一覧

1 平成 18 年度導入予定施設 (14 種類 / 17 施設)

	名 称 【主 管 課】	施設数	導入予定 時 期	備 考
1	緑が丘高齢者サービスセンター	-	-	
	在宅介護支援センター 【高齢福祉課】	1	平成18年 4月1日	併設施設(1 -)と同一事業者による 一体的な管理運営が望ましい。
	高齢者在宅サービスセンター 【高齢福祉課】	1	平成18年 4月1日	併設施設(1 -)と同一事業者による 一体的な管理運営が望ましい。
2	市民総合センター	-	-	
	在宅介護支援センター 【高齢福祉課】	1	平成18年 4月1日	併設施設(2 -)と同一事業者による 一体的な管理運営が望ましい。
	高齢者在宅サービスセンター 【高齢福祉課】	1	平成18年 4月1日	併設施設(2 -)と同一事業者による 一体的な管理運営が望ましい。
	身体障害者福祉センター 【障害福祉課】	1	平成18年 4月1日	利用料金制の採用、受託主体は社会福祉 法人・NPOを想定している。
	障害者地域自立生活支援センター 【障害福祉課】	1	平成18年 4月1日	受託主体は社会福祉法人・NPOを想定し ている。

	名 称 【主 管 課】	施設数	導入予定 時 期	備 考
	子ども家庭支援センター 【児童福祉課】	1	平成18年 4月1日	
	訪問看護ステーション 【高齢福祉課】	1	平成18年 4月1日	
	ボランティアセンター 【秘書広報課】	1	平成18年 4月1日	受託主体は社会福祉法人・NPOを想定している。
3	のぞみ福祉園 【障害福祉課】	1	平成18年 4月1日	利用料金制の採用、受託主体は社会福祉法人を想定している。
4	地区集会所 【生涯学習課】	4	平成18年 4月1日	受託主体は自治会等を想定している。
5	男女共同参画センター(仮称) 【秘書広報課】	1	平成18年 開設時	受託主体はNPO等を想定している。 併設施設(6,7)と同一事業者による一体的な管理運営が望ましい。
6	コミュニティセンター(仮称) 【生涯学習課】	1	平成18年 開設時	併設施設(5,7)と同一事業者による一体的な管理運営が望ましい。
7	第一老人福祉館(仮称) 【地域福祉課】	1	平成18年 開設時	併設施設(5,6)と同一事業者による一体的な管理運営が望ましい。
計	14種類	17		

注1) 施設数は、平成17年1月1日現在である。

注2) 1～4は、管理委託制度により管理運営している施設である。

注3) 5～7は、平成18年度に新規開設を予定している施設である。

2 平成 18 年度以降の導入検討施設 (26 種類 / 約 130 施設)

	名 称 【主 管 課】	施設数	導入予定 時 期	備 考
1	福社会館 【地域福祉課】	1	未 定	行政評価委員会の意見は、運営形態の見直しによる財政的効果を念頭に置きつつ、利用者の希望を反映した講座開催等の事業効果をより重視すべきとの内容。
2	老人福祉館 【地域福祉課】	5	未 定	施設内容及びコスト面から、受託主体は自治会・老人クラブ等を想定している。
3	市民総合センター	-	-	
	生涯学習活動室 【生涯学習課】	1	未 定	受託主体はボランティア団体・NPO等を想定している。
4	若草集会所 【障害福祉課】	1	未 定	受託主体は施設の利用団体(共同運営)を想定している。
5	つみき保育園(保育所) 【児童福祉課】	1	未 定	行政評価委員会の意見は、委託による効果は未知数であり、公立の存在意義を高めることが求められるとの内容。
6	児童館・地区児童館 【児童福祉課】	6	未 定	行政評価委員会の意見は、嘱託化が進んでいる現状では民間委託等による財政的効果はあまり期待できない、ボランティアの活用等が求められるとの内容。
7	学童クラブ 【児童福祉課】	8	未 定	行政評価委員会の意見は、嘱託化が進んでいる現状では民間委託等による財政的効果はあまり期待できない、定員超過の早期解消が必要との内容。
8	保健相談センター 【健康推進課】	2	未 定	地域保健法に基づく事業以外に予防接種等を実施しているため、事業範囲を精査する必要がある。
9	公民館 【生涯学習課】	2	未 定	公民館事業を実施する。
10	市民会館 【生涯学習課】	1	未 定	自主事業を実施する。
11	地区会館(学習等供用施設) 【生涯学習課】	7	未 定	
12	歴史民俗資料館 【生涯学習課】	1	未 定	受託主体は民間事業者・NPO等を想定している。 行政評価委員会の意見は、管理運営方法の幅広い見直しは必要との内容。
13	図書館・地区図書館 【図 書 館】	6	未 定	受託主体は民間事業者・NPO等を想定している。
14	温泉施設 【産業振興課】	1	未 定	市街化調整区域内に建設された公益施設のため、管理運営に係る都市計画法及び建築基準法等の制約について精査が必要である。

	名 称 【主 管 課】	施設数	導入予定 時 期	備 考
15	総合運動公園	-	-	
	総合体育館 【体 育 課】	1	未 定	市街化調整区域内に建設された公園施設のため、管理運営に係る都市計画法及び建築基準法等の制約について精査が必要である。
	総合運動公園運動場(体育施設) 【体 育 課】	1	未 定	
16	野山北公園運動場(体育施設) 【体 育 課】	1	未 定	
17	野球場(体育施設) 【体 育 課】	2	未 定	
18	庭球場(体育施設) 【体 育 課】	2	未 定	
19	プール(体育施設) 【体 育 課】	3	未 定	
20	地域運動場 【体 育 課】	4	未 定	受託主体は自治会等を想定している。
21	都市公園 【建設管理課】	16	未 定	管理業務を一括で行うため、受託主体は民間事業者を想定している。
22	児童遊園 【建設管理課】	40	未 定	管理業務を一括で行うため、受託主体は民間事業者を想定している。
23	運動広場 【建設管理課】	9	未 定	管理業務を一括で行うため、受託主体は民間事業者を想定している。
24	残堀川親水緑地広場(親水緑地広場) 【建設管理課】	7	未 定	管理業務を一括で行うため、受託主体は民間事業者を想定している。
25	特定公共物 法非適用の河川のみ 【建設管理課】	*	未 定	市道と一体的に管理するため、直営が適当である。
計	26種類	約130		

注) 施設数は、平成 17 年 1 月 1 日現在である。

<u>1 指定管理者制度等活用検討委員会設置要綱</u>	19
<u>2 指定管理者制度等活用検討委員会委員名簿</u>	20
<u>3 指定管理者制度等活用検討委員会の検討経過</u>	21
<u>4 参考資料</u>	
地方自治法（抄）	22
地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知） （平成 15 年 7 月 17 日付総行行第 87 号総務省自治行政局長通知）	24

1 指定管理者制度等活用検討委員会設置要綱

武蔵村山市指定管理者制度等活用検討委員会設置要綱

〔平成16年7月23日
訓令(乙)第155号〕

(設置)

第1条 武蔵村山市が設置する公の施設について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者制度を活用する等、その合理的な管理運営を推進するため、武蔵村山市指定管理者制度等活用検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、市長に報告する。

指定管理者制度の活用に関すること。

嘱託員を活用した公の施設の管理運営に関すること。

前2号に掲げるもののほか、公の施設の管理運営の合理化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、企画財政部企画政策課行政管理担当課長、総務部管財契約課長、生活環境部産業振興課温泉施設担当課長、健康福祉部児童福祉課長及び教育部生涯学習課長並びに次の表の左欄に掲げる課に所属する主査の職にある職員のうちから同表の右欄に定める人数につき当該課の長が指名する者をもって充てる。

健康福祉部地域福祉課	1人
健康福祉部障害福祉課	1人
都市整備部建設管理課	2人
教育部体育課	1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 指定管理者制度等活用検討委員会委員名簿

武蔵村山市指定管理者制度等活用検討委員会委員名簿

(平成16年12月3日現在)

所	属	氏 名	備 考
企画財政部	企画政策課行政管理担当課長	吉 川 久 よ	
総 務 部	管財契約課長	吉 岡 清 正	副委員長
生活環境部	産業振興課温泉施設担当課長	内 野 恵 司 郎	
健康福祉部	地域福祉課福祉会館長	峰 岸 利 宏	
健康福祉部	障害福祉課業務G主査	藤 野 茂	
健康福祉部	児童福祉課長	池 亀 武 夫	
都市整備部	建設管理課道路管理G主査	小 澤 弘 明	
都市整備部	建設管理課公園緑地G主査	波多野 正 昭	
教 育 部	生涯学習課長	野 崎 富 生	委員長
教 育 部	体育課体育G主査	小 口 正 志	

組織順、敬称略

3 指定管理者制度等活用検討委員会の検討経過

第1回指定管理者制度等活用検討委員会		
日 時	平成16年12月3日（金） 午前10時00分～午前11時38分	
場 所	403集会室	
議 題	指定管理者制度等活用検討委員会委員長及び副委員長の互選について 今後の会議の進め方について その他	
第2回指定管理者制度等活用検討委員会		
日 時	平成16年12月22日（水） 午後2時30分～午後5時19分	
場 所	407会議室	
議 題	所掌事項の調査検討について ア 指定管理者制度の導入・運用指針の検討について イ 指定管理者制度の導入検討対象施設の整理について ウ その他 その他	
第3回指定管理者制度等活用検討委員会		
日 時	平成17年1月27日（木） 午後1時20分～午後4時35分	
場 所	301会議室	
議 題	所掌事項の調査検討について ア 指定管理者制度の導入・運用指針の検討について イ 指定管理者制度の導入検討対象施設に係る個別検討について その他	
第4回指定管理者制度等活用検討委員会		
日 時	平成17年2月4日（金） 午後1時15分～午後4時47分	
場 所	301会議室	
議 題	所掌事項の調査検討について ア 指定管理者制度の導入検討対象施設に係る個別検討について イ 指定管理者制度の導入検討対象外施設の取扱いについて その他	
第5回指定管理者制度等活用検討委員会		
日 時	平成17年3月11日（金） 午後1時15分～午後3時35分	
場 所	301会議室	
議 題	所掌事項の調査検討について ・ 報告書（案）の検討について その他	

4 参考資料

地方自治法（抄）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 199 条（略）

2～6（略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8～12（略）

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第 2 4 4 条の 3 (略)

2 ~ 3 (略)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第 2 4 4 条の 4 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。) がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 ~ 6 (略)

(包括外部監査人の監査)

第 2 5 2 条の 3 7 (略)

2 ~ 3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第 1 9 9 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第 1 9 9 条第 7 項の規定による監査の特例)

第 2 5 2 条の 4 2 普通地方公共団体が第 1 9 9 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第 1 9 9 条第 7 項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 ~ 6 (略)

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

総行行第 8 7 号
平成 1 5 年 7 月 1 7 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 1 号。以下「改正法」という。）は、平成 1 5 年 6 月 6 日に成立し、同月 1 3 日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成 1 5 年 7 月 1 7 日付け総行行第 8 6 号、総行公第 3 9 号、総財公第 6 1 号、総財務第 7 1 号、1 5 文科高第 2 7 5 号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第 1 地方公共団体の内部組織に関する事項

1 改正の趣旨及び留意点

(1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数

の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。(第158条第1項関係)

(2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のある方にとられることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。(第158条第2項関係)

2 地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第158条第1項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。(第158条第1項関係)

3 条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項

(1) 上記2の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。(第158条第3項関係)

(2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図(当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの)を予定しているものであること。

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)

(2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の

4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)

- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)

① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。
なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的な範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績

や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則第1条関係)

2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)